



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	戦争における正義，効用，民間人保護：ヒュームの視点から
Author(s)	眞嶋，俊造
Citation	北海道大学文学研究科紀要，127，87(左)-105(左)
Issue Date	2009-02-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/35670
Type	departmental bulletin paper
File Information	MAJIMA.pdf



戦争における正義、効用、民間人保護： ヒュームの視点から

眞 嶋 俊 造

はじめに

正義という概念は、戦争倫理や正戦論において最も重要となる概念の一つであり、それらの領域においては、開戦における正義を扱う「戦争の正義(jus ad bellum)」と戦争遂行時または戦闘時の正義を扱う「戦争における正義(jus in bello)」に分けて論じられている。確かに戦争や軍事力の行使が善い行いであるか悪い行いであるかという議論はそれ自体として非常に重要であるが、むしろ戦争や軍事力の行使の正当性、また戦闘行為や相手の意思に関わりなく物理的強制力を行使する際において正しいとされる行為は、今まさに戦闘が行われている現場において、より差し迫った問題を提示する。例えば、戦闘地域における介入軍部隊による救援物資を輸送する車列の護衛に見られるように、敵軍事力に対して武力を用いた破壊や無力化といった典型的な戦争における戦闘行為未満でありながら、もし敵対する武装勢力により危害が与えられる場合において車列と救援物資を保護するために武力を行使するという点で警察力の行使以上を視野に入れたミッションを想定しよう。もし車列が武装勢力に襲撃された場合に武力を行使するにあたり、正しい行為・正しくない行為の区別はどのようになされ、またなされるべきであろうか。例えば簡単な方法の1つとして交戦規定に照らし合わせることが挙げられるが、その場合にその交戦規定の根底にある正義の原泉、言い換えれば何を以てそれを正義とするかという点が問題になることはほとんどない。確かに交

戦規定が政府ないし軍上層部が策定したことにその「法的」正当性の求めることができるかもしれない。しかし、戦争倫理や正戦論においても戦争における正義を考える上での理論的枠組みが提示されているが、そこにおいて正義の源泉についての議論は看過されてきた。つまり、民間人保護は戦争における正義として重要な要素の一つであるが、それを理論的に正当化し理解するためには、戦争における正義の理論的背景について検討する必要があるだろう。

以上を問題意識とした上で、民間人保護を紛争における正しい行いの一部として説明するための理論的枠組みを探求するため、ヒュームの観点に依拠する人為的徳としての正義という概念と、この概念と民間人保護の関連について議論を行う。本稿の目的は、より有効且つ確実に民間人を保護するための方法を探究するために、ヒュームの正義概念を援用することで民間人保護を武力紛争における正義として論じることにある。本稿は6つの節に分かれている。第1節では、ヒューム的な観点に基づく人為的徳としての正義という概念を検討する。第2節では、民間人保護のための倫理的土台としての効用について検討する。第3節では、民間人保護の効用について解釈の1つであると考えられる、紛争当事者間における互酬に基づく効用について検討する。第4節では、紛争当事者の互酬に基づいているという効用の解釈が果たして実際に民間人保護につながるか否かについて批判的に検討する。第5節では、紛争当事者の互酬に基づいているという効用の解釈の妥当性を更に検討する。第6節では、地球規模での民間人保護の効用というもう1つの解釈について検討する。これらについて以下、順を追って議論を進める。

1. 正義, 人為的徳, 効用

おそらく民間人保護を武力紛争における正義の一部として理解する方法は他にもあると思われるが、より確実に民間人を保護するための有望なアプローチの1つとして、人為的徳としての正義というヒューム的な概念について検討する。ヒュームの視点から民間人保護を戦争における正義として理解

することを試みる理由は、人為的徳としての正義というヒュームのな正義の理解が民間人保護を戦争における正義として正当化するに当たりこれまで主流とされてきた正戦論とは異なったアプローチを提示する点にある。ヒュームのな正義の概念は民間人保護を戦争における正しい行いの一部として正当化することができる唯一の有効なアプローチではないかもしれないが、もしヒュームのな正義の概念が民間人保護を戦争における正しい行いの一部として理解するために有効であり、また同時にヒュームのな正義の理解がより確実な民間人保護につながることを明らかにできるならば、ヒュームのな正義の概念を用いることに十分な正当性があると考えられるだろう。

ヒュームのな見方によると、正義や正しい行為は道徳的認承のために社会的に構築され文脈化された人工物という意味において人為的徳として考えられる¹。人為的徳としての正義という概念によると、正義を構築し維持するためのシステムは他人と共生していく過程で発展したものであり、結果として特定の「状況と必要性」²によって異なった形態となっている。この文脈において、ヒュームは「人工物と考案を手段として快と賞賛を作り出す（人為的な）徳であり、人類の直面する状況と必要性に起因するものである」³という正義の定義を行っている。正義を人為的徳とするヒュームのな理解は、正しい行為をしたり正義を賞賛したりするための動機付けが人間本性に内在的に備わっていないという考えに基づいている。何故なら、ヒュームによると、狭窄な自己利益や「公益への配慮（regard to public interest）」や「私的な寛大さ（private generosity）」⁴といった本来人間に備わっている動機によって正しい行為をするための動機付けが行われるわけではないからである。ヒュームによると、正義は財の不安定性と希少性に端を発する不便さの改善策として考案されたものである⁵。人為的徳としての正義という概念が示唆することは、正義のシステムを構築しようとする元々の動機は自らの所有物の安全と保護という自己利益と近親者に対する限定された寛大さに機を発するということである⁶。

2. 民間人保護のための道徳的価値としての効用

もし正義を認承する動機が人間本性において内在的に備わっていないというヒューム的な見解に立つならば、何によって人々は人為的徳としての正義を認承するようになるのであろうかという問いを抱くかもしれない。正義に関するヒューム的な視座においては、正義に基づくシステムが社会の個々の構成員及び社会全体に効用を提供することを理由として人々が正義を認承するという点において正義は効用に由来すると考えられ、この点において効用は正義に付与される道徳的価値であると理解できる。人々が正義の道徳的価値を効用に見出す理由は、正義を保証するシステムが社会及びその構成員にとって利点があるためにそのシステムを必要性和利便性より求めるというヒュームの観点から社会心理学的に説明される。「公共の効用 (public utility)」⁷をもたらし、また社会にとって役立つから人々は正義を徳として認承するとされる。ヒュームの言葉では、「社会を支えるための正義の必要性はその徳の唯一の基盤であり、その徳より道徳的長所として更に尊重されるものが他に無いことから、実用性という状況が一般的に最も強い力の源であり、最も完全に感情を統制する」⁸とされる。人間の考案としての正義の特性は、社会の人々が正義のシステムが社会及びその構成員に効用をもたらすことを認識し理解する必要がある、また公益への配慮を持つことを学習しなくてはならないということを示唆する⁹。この理由に基づき、正義のシステムが構築されて初めて人々が「正義や不正義という考え」¹⁰を持つとヒュームは論じている。

武力紛争における正しい行いとして認識され理解することができる点において、民間人保護は戦争時における正義の法の一部として考えられよう。ヒュームの視点から理解することにより、民間人保護が社会及びその構成員に効用をもたらす点において、民間人保護における道徳的価値もまた効用にあると考えられることができるだろう。この議論の流れが更に示唆することは、もし民間人保護が効用をもたらすならば民間人保護が正当化されるとい

うことである。

もし効用が民間人保護を正当化する道徳的価値として理解されるならば、効用に関する最も重要な関心事項の1つは、民間人保護の規則が効力を及ぼすと期待される範囲であろう。つまり、民間人保護の効用において誰までが関係者として勘定されるのかという問いとして言い換えることができよう。この民間人保護の範囲に関する問いに対して、少なくとも2つの異なった答えが考えられよう。1つは紛争当事者間における民間人保護の効用であり、もう1つは地球規模における民間人保護の効用である。以下、それら2つの効用の解釈について検討を進める。

3. 第1範囲解釈——紛争当事者間の互酬としての効用

本節で検討する民間人保護の効用に関する範囲は、紛争当事者間における互酬として解釈できる。紛争当事者間における互酬という民間人保護の効用の解釈は、民間人保護を視野に入れている戦争法における効用の基礎として考えられることがある。リチャード・ブランド（R. B. Brandt）は、道徳的に正当化され得る戦争法とは「交戦国にとって予期され得る長期的な効用を最大化する」¹¹のものであると論じている。ブランドの議論において注目すべきことは、「2つの国家が交戦している状況」¹²と効用の適用範囲を戦争当事者に限定している点である。ブランド的な考えの文脈では、交戦国にとっての効用が戦争法における効用の範囲とされる。

効用の利害関係者が紛争当事者に限定されるという議論においては、民間人保護の効用は互酬の利益を根拠として正当化されると考えられている。一方において、互酬に民間人保護の効用の根拠があると考え人々の中には、ある国家は自国の民間人の保護に結び付かない限りにおいては交戦相手国の民間人の保護を殊更好んで行おうとはしないと考えられるかもしれない。他方において、ある国家は交戦相手国が互酬として自国の民間人を保護してくれるということを期待して、交戦相手国の民間人の保護を自発的に行うこともあろう。いずれにせよ、交戦相手国の民間人を保護する動機は相互利益の

期待と計算に由来すると考えられよう。国家Aと国家Bとが交戦状態にあり、国家Aは国家Bに属する民間人の保護を遵守しており、また国家Bも同じように行っていると措定する。国家Aは交戦相手国である国家Bの民間人を直接的に保護することにより間接的に自国民を保護することができ、同じことが国家Bについても言える。この均衡状態は双方の交戦国が民間人保護を互恵として考えていることを共有している点において、民間人保護の効用は互酬の原則によって達成されたと考えることができよう。

民間人保護に関する効用が紛争当事者間の互酬という点において理解される理由は、社会の個々の構成員間における互酬的利益のために構築されたというヒューム的な正義の起源についての概念によって説明することができよう。ヒュームによると、人々が自分自身及び社会への関心・配慮から正義を実現し維持するための規則は「人類の幸福と社会の存在において絶対的な前提条件」¹³であるとされる。

正義を実現・維持・回復するための規則における効用の考えは、戦争法についての議論においても見出すことができる。戦争法は「その国家の利点と効用として計算された産物」¹⁴であるが故に、紛争当事国が戦争遂行にあたり役立つものでも利益をもたらすものでもないと判断する時において瓦解するとヒュームは論じている。この点において、ヒュームの視座において戦争法は紛争当事国間の互酬に基づく相互利益を根拠として正当化され则认为ことができよう。

紛争当事国間における効用が民間人保護の正当化の根拠としてどのように機能するかについて議論を深めるためには、戦争法に関するヒュームの概念について更に踏み込んで検討する必要があると思われる。ジョン・マッキー(J. L. Mackie)の解釈によると、ヒュームは戦争法に期待したことは「正義や国家間における純粋な平和を創出するのではなく、紛争を緩和させ、また戦争継続状態において戦闘が行われていない状態の継続の維持を容易にするという機能」¹⁵とされる。もしマッキーの解釈が正しければ、戦争における悲劇や困難を緩和するための救済策という戦争法の特徴は、国際人道法の理念及び目的と非常に類似しているように考えられる。何故ならば、それら両方

共、戦争を完全に放棄し、完全な軍縮や恒久平和を実現するというユートピア的な見方とは異なり、戦争はほぼ必然的に起るが不必要な害悪は避けられるべきだという現実主義的な見方に基づいていると考えられるからである。

もし前述したヒュームが考える戦争法についての理解が正しいならば、国際人道法とヒュームの戦争法の概念の乖離にすぐ気付くだろう。既に論じたようにヒュームの戦争法概念における効用は紛争当事者間の互酬的相互利益にのみ基づいているが、必ずしも国際人道法はそうではない。この違いは、戦争法を守らない「野蛮人」が戦争を仕掛けてきた場合、「文明国」は戦争法を放棄する¹⁶ というヒュームの記述において明らかである。ヒュームは「文明国」が戦争法を放棄する理由として、野蛮人が戦争法を守らない場合においてそれは何の目的にも沿わないからである¹⁷ と論じている。この議論から明らかなことは、戦争法における効用は紛争当事者間における互酬によって支えられており、もし紛争当事国にとって戦争法を遵守することに互酬的利益が見込めない場合には戦争法を遵守することに効用を見出さないというヒュームの戦争法の概念である。

4. 第1解釈の批判的検討

前節で展開した効用の範囲に関する第1解釈を要約すると、もし戦争法における効用が紛争当事国間の互酬的利益のみにより正当化されるとするならば、戦争法の一部である民間人保護を維持する動機は紛争当事者間の相互利益に基づくとして理解できるとされる。この互酬的利益としての効用という枠組みでは、紛争当事者双方が民間人保護を同じように履行するという条件において、民間人保護は戦争法の一部として正当化される。しかしながら、果たして実際に第1解釈が民間人保護に貢献するの可否かを議論するためには、批判的に検討を要する点が少なくとも2つある。1つは戦争法としての民間人保護の特性に関する点であり、もう1つはもし民間人保護の効用が瓦解したらどうなるかという点である。以上2点について順を追って議論する。

まず、第1点目、戦争法としての民間人保護の特性について考えてみよう。

もし互酬によってのみ戦争法の効用が正当化されるという考えに従うならば、互酬的利益が期待できない場合においては、戦争法の効用は減少すると考えられよう。しかし、この考え方は戦争法に関する一連の論点を過剰に単純化しているように思える。何故ならば、ある戦争法規は直接的に互酬に基づいているが、他の法規は必ずしもそうではないかもしれないからである。マッキーによると、ヒュームは外交特権、宣戦布告、毒を用いた武器の使用禁止等を戦争法の一部として念頭においていると指摘している¹⁸。これらの法規は戦力・戦闘員の保護を第1義的に念頭に置いていると思われる点において、どちらかというと直接的に互酬に基づいていると考えられよう。これらの法規とは逆に、民間人保護は必ずしも戦力・戦闘員保護に結び付かない点において、より直接的ではないと考えることができよう。

ある特定の状況では、民間人保護は戦力・戦闘員保護に対して悪影響を及ぼすことがある。例えば、軍事作戦が国外遠征という形で行われることがしばしばあり、そのような場合、作戦地域において遠征軍側に属する民間人は通常存在しない。つまり、1976年イスラエルによるウガンダ・エンテベ空港人質救出作戦のような主に自国民救出が作戦目標になっている例外的な場合を除き、遠征軍は自国の民間人保護を気にする必要が無いということである。更に、特に国連に委任された遠征軍の場合、現地の民間人保護が軍事作戦の目的であるにも拘らず往々にして小規模であったり、また不十分な装備でしかなかったりする。このことをハイライトする具体的な例として、1995年7月のスレブレニツァ虐殺が挙げられよう。当時、国連により安全地域の1つとして指定されたスレブレニツァには軽武装の400名のオランダ軍部隊が駐留していた。オランダ軍部隊は自らの戦力・戦闘員保護のためにボスニア系セルビア軍を迎え入れ、結果として数千人のボスニア系イスラム教徒の民間人が虐殺された。この例は、ヒューム的な戦争法概念が現代の状況に必ずしも上手く当て嵌まらないことを示唆しているだろう。

次に、第2点目、もし民間人保護の効用が喪失したらどうなるかという点に関して検討してみよう。紛争当事国間に互酬的に利益をもたらすことによって民間人保護の効用が正当化される場合、民間人保護が紛争当事国間に

における互酬的利益をもたらさないとするならば、民間人保護の効用は失われることになる。民間人保護における効用の喪失は、敵方においても同じように民間人を保護しないという理由において、紛争当事者を民間人保護の規則を遵守する義務から解放することを意味する。また、民間人保護における効用の喪失は、一方の交戦国が民間人保護の規則に違反した場合、もう一方の交戦国に報復という選択肢を与えることを意味する。民間人保護の規則が完全に瓦解した例は戦争の歴史において枚挙に暇が無い。例えば、第2次世界大戦においては、日本軍による南京大虐殺、連合国軍によるドイツ・日本への無差別爆撃、そして原子力爆弾の使用等が例として挙げられよう。民間人保護の規則の放棄により生ずることが危惧される最も深刻な問題の1つは、F. J. P. ヴァール (F. J. P. Veale) の言葉を借りるに「野蛮への回帰 (reversion to barbarism)」¹⁹、つまり、文明社会による文明性の自己否定である。つまり、これまでの議論において指摘されるべき点は、民間人保護の効用は紛争当事者間の互酬にのみ基づいていると考えるならば、或る一方の紛争当事者が民間人保護の規則を何らかの理由により守らなかった場合、民間人保護の効用が崩壊するということであろう。

5. 互酬以外に効用を支持する要素

前節において展開した議論を再び要約すると、もし交戦国Aが互酬のみを理由として民間人保護を行っているとするならば、交戦相手国Bが民間人保護を行わない場合においてBの民間人保護を放棄するということであつた。この議論は、果たして民間人保護の効用が互酬にのみ基づいているのか否かという問いを提示するように思われる。民間人保護は交戦国間の互酬のみによって実行されているという見方は、現代の国際人道法の根本的な前提及び実際の履行状態とは非常に異なっているように思える。既に論じた文明国(防衛側)は野蛮な国(侵略側)による侵略行為を罰するために戦争法に違反しても良いというヒュームの見方とは対照的に、国際人道法は紛争当事者に対して交戦相手が民間人保護をしていない場合でも相手側の民間人保護を法

的義務として課す。また、互酬に基づかない民間人保護に関する法規も、少なくとも政府が文明的であると主張したい若しくは見做されたい場合において、実際の紛争において履行されることがある。その事例として、すぐ後に言及するフィリピンの反政府勢力を挙げることができる。

以上で指摘した、政府はしばしば互酬を超えた理由において交戦相手側に属する民間人の保護を行うという点は、正義のシステムの弾力性を示唆しているように思われる。例えば当局による土地の強制接収や冤罪者の死刑等、正義のシステムは時として不正をもたらすことがあるが、重要な点はそのような個々の不正の事例が必ずしも正義のシステムを完全な崩壊に導くわけではない。ヒューム的な観点においては、正義のシステム自体が全体的かつ一般的に個々人及び社会に効用をもたらすと考えられる²⁰。同様に、長期的な効用が正義のシステムの一部としての戦争法を正当化する根拠となる²¹。この議論は、正義のシステムが存在していることが全く存在しないことに比べてより好ましく、また社会の構成員が正義のシステムのもたらす利点を認識し理解するようになるという考え²²に基づいている。ヒューム的な正義のシステムにおける効用についての説明は、民間人保護が交戦国間における互酬に基づく効用に第1義的に基づいているのではなく、むしろ戦争における正義としての民間人保護は他の利害関係者を含んだ地球規模での効用に基づいているように考えられよう。この正義に関する理解は、民間人保護における効用の範囲は紛争当事国間に限られないということを示唆するが、この点については次節で詳しく検討する。

もし民間人保護の効用が互酬にのみ基づいていないとするならば、おそらくその理由の1つは、互酬の原則は紛争当事国に民間人保護を遵守する（または遵守しない）という選択を提示するだけであり、互酬の原則のみによって紛争当事国の行動が規定されるわけではない。政治的共同体が民間人保護を履行する決断をする場合、戦争における規則としての民間人保護の利点及び民間人保護を遵守することに由来する政治的正統性や信頼性について利害計算をするかもしれない。戦争における規則としての民間人保護を実行することによりその信頼性を保持することは、長期的に紛争当事者及びその構成

員にとって有益である場合も想定され、また紛争当事国が民間人保護の有益性に気付く場合もあるだろう。

交戦相手が民間人保護を行っていないにも拘らず、或る紛争当事国は民間人保護を実行していると仮定しよう。民間人保護を履行することにより、軍事行動に対して制限が課され、軍事的に最も効率的かつ効果的な強制力の行使を妨げ、短期的若しくは或る特定の作戦においては戦術的若しくは戦略的に不利益に結びつく損害を生じさせるかもしれない。しかしながら、この損害に対するトレード・オフは、交戦相手国に対する道徳的に優位な立場を得るに止まらず、長期的な視野において道徳的及び法的な影響力を得ることができる。国際人道法を遵守することにより、政府はおそらく統治政体及び紛争当事者としての政治的正統性を主張することが可能である。さらに、民間人保護を遵守することは戦争法を守らない不当な武装勢力に対抗して戦っている道徳的な軍隊として自軍を位置付け、それによって国際世論に訴えるのみならず、様々な国際的圧力を動員する可能性を示唆する。政府が互酬的に民間人保護を放棄する選択をするか、若しくは一方的に民間人保護を続ける選択をするかという問いは、究極的には個々の特殊な状況によるかもしれない。しかし、ここにおいて強調されるべき点は、いずれの選択であれ、その全ての根拠は必ずしも短期的利益を見込んだ互酬にのみ基づいているわけではないということである。

以上の議論に加えて、民間人保護を戦争における一方的な抑制の一部として実施することは、民間人保護の効用が交戦国間の互酬にのみ基づいていないということを理論及び実践の面において更に説明するように思われる。一方的な抑制は、「自分の側において一方的な抑制を行うことによって規則を遵守する意欲を相手に伝える」²³ 点において、戦争の規則や慣習を強固にするための建設的な方法であるとジョージ・マヴロデス (George I. Mavrodes) は論じている。更にマヴロデスは、「もし交戦相手が互酬的の行動を取った場合、抑制の及ぶ分野が更に拡大し、交戦国間において或る種の互敬や互信が生まれ育つ」²⁴ と論じている。この考えは国際人道法の本質に通じるように思われる。例えば、ジュネーヴ第1追加議定書第96条第3段落には、或る特定の条

件下において、非国家紛争当事者が1949年ジュネーブ条約及び第1追加議定書を適用することを一方的に宣言できるとしている²⁵。この一方的な適用宣言は非国家紛争当事者によって実践されている。例えば、フィリピン民族民主戦線（NDFP）は1996年に一方的な適用宣言を行っている²⁶。このことは必ずしもNDFPが民間人保護を遵守していることを意味するわけではないが、少なくとも紛争当事国が国際人道法を遵守することに何らかの利益を見出していることを示す例の1つとして考えられよう。

本節では、果たして効用が互酬のみに基づいているという考えが民間人を保護することに結びつくか否かについて検討した。効用が互酬に基づいているという考えから導き出される結論とは逆に、一方の交戦国が民間人保護を放棄した時でさえ必ずしも他方が遵守を停止するとは限らないということを示唆する。また、互酬に基づく効用という概念から導き出される帰結とは逆に、紛争当事国が時として戦争法を一方的に遵守することに利益を見つけるということが判った。つまり、効用の第1解釈は必ずしも妥当性を持たないということが明らかになった。

6. 第2の範囲解釈——地球規模での効用

前節では、紛争当事国間という範囲における効用について批判的に検討を行ったが、本節においては果たして民間人保護の効用の範囲を地球規模として解釈することが更なる民間人保護の強化につながるか否かを議論するために、民間人保護の範囲に関する効用の第2解釈である、地球規模の効用について検討していく。

効用の範囲について検討するには、誰にとって民間人保護が役に立ち、また有益であるかを考える必要がある。原則として、民間人保護が民間人にとって役立ち、また有益であることは明白であると考えられよう。それに加えて、民間人保護は政治、軍事、経済的理由において紛争当事国にとって役立ち、また有益であると考えることができる。民間人保護を遵守することで、交戦国は戦争遂行に必要な軍勢力や資源を節約することができる。加えて、民間

人保護を遵守することにより交戦国は他国や人々から信用と信頼を勝ち取ることができ、それらの勝ち取った信用や信頼を軍事力行使の正当性を主張するために政治的に利用することができる。これらの軍事的資源と政治的影響力は現在の戦争を続けるために必要になるのみならず、将来起こり得るかもしれない次の戦争への準備や効率的且つ効果的な戦後復興及び持続可能な平和のために往々にして必要になると考えることができよう。

地球規模の効用という第2の効用の範囲解釈においては、スタンリー・ホフマン（Stanley Hoffman）の言葉に従うと、効用は「公益があるという確信」²⁷と定義することができ、つまり、「或る規範を遵守することが短期的若しくは狭義の（言い換えれば自己中心的な）利益にならないとしても、また他の行為者が遵守しないことがあったとしても、その規範を承認することを意味する」²⁸とされ、その理由は「その規範が正しいか、または国際社会の共通の福祉と幸福にとって必要不可欠なものであると信じている」²⁹ ことにあるとされる。もし地球規模の公益という定義に従うならば、民間人保護は地球規模の公益の一部として理解することができるだろう。このように効用を理解することは、民間人保護の効用はある特定の紛争における当事者同士にのみではなく、他の国家や非国家主体、国家間組織や非国家組織を含めた上で決定されよう。事実、大部分の国家は紛争当事者ではなくともジュネーヴ条約の批准国であるということは往々にして見受けられる。

しかし、民間人保護ための効用の範囲についての第2解釈——地球規模の効用——に対する反論があるかもしれない。規則を守らない者はあらゆる状況においてほぼ常に存在する。では、何らかの理由で一方の交戦国が戦争法を放棄したとしよう。既に議論したように、戦争法に関するヒュームの見方では、一方の交戦国が戦争法を放棄した場合、戦争法は何の目的にも沿わないから瓦解すると考えられている³⁰。これまでの戦争法に関する文脈では、ヒュームの言葉で謂う所の「野蛮人」に相当するだろう。しかし、われわれが考えなくてはならない最も重要なことは、もし一方によって放棄された場合、果たして民間人保護は我々誰にとっても何ら役に立たず、利益の無いものであるか否かという問いを検討することにある。

それでは、戦争法を守らない「野蛮人」の問題を吟味するために、ヒュームが正義に関する一般理論で言及している「思慮ある悪党 (sensible knaves)」³¹ に関する議論を援用して考えてみよう。ヒュームによると、節度を弁え秘密裡に正義の網の目を潜ろうとする思慮ある悪党が存在するという事実にも拘らず、人々は正義を実現するための規則を守るとされる。何故なら、人々が正義を実現するための規則を守る理由は互酬的な自己利益が唯一の理由ではなく、社会への共感、自分の評判への懸念、個人的な関与・責務・思い入れ、正しく振舞うことの道徳的承認といった他の道徳的動機に基づいているからとされる。もしこれらの道徳的動機付けが政治・軍事的指導者に正しく振舞うように影響を与えるとすれば、仮に交戦相手国が民間人を保護していないとしても、民間人保護を戦争における正しい行為として遵守することが期待される。

地球規模という効用の範囲に関する第2解釈において最も重要な論点は、果たして民間人保護における地球規模での長期的な効用という理念と理想を紛争当事者が受け入れるか否かという問いに還元できよう。この問いに対する答えは、民間人保護における地球規模での長期的な効用を見込んで民間人保護を履行しているにも拘らず、その結果として多大な被害や損失を受けた場合においては、深刻な挑戦を受けることになる。もし紛争相手が民間人保護を不履行することによって紛争を有利に進めているとした場合、更なる挑戦を受けることになる。この流れにおいて想定される最悪の筋書きは、民間人保護を履行したことにより民族（若しくは国民）が滅亡するということであろう。このような状況避けるための安全弁として、ブランドは「理想的な戦争法には、絶対的な破滅的状况を避けるために何をしても許容されるという規則が含まれるであろう」³² と論じている。言い換えるならば、「もし社会の基本的な価値が脅かされている場合、おそらく交戦国はあらゆる抑制や制限から解放される」³³ ということを意味している。ブランドの議論は、国が生存するためなら国家は戦争においてあらゆる手段を用いることが許容され、また民間人保護が周縁的な瑣末事としてみなされる可能性がある点において、民間人保護における地球規模の効用に対して深刻な挑戦を提示する。

しかし、プラントの挑戦に対して6つの論点を示すことにより、地球規模での民間人保護の効用を支持する我々の議論を擁護することが可能であるように思われる。第1に、プラントが「社会の基本的価値」と呼ぶものに関する回答である。我々は、果たして民間人保護が社会の基本的価値の一部として考えられるか否かについて自問する必要があるだろう。もし民間人保護がそのように考えられるならば、必ずしも民間人保護を放棄する必要性が無いことを意味する。民間人保護が基本的価値の1つとして考えられ得る理由は既に議論してきたように民間人保護は絶対的多数の受益者に対して広く恩恵を与える点に加えて、我々が文明的であるための必要条件である点にあると考えられる。

第2に、現実を正しく把握する必要があると考えられる。言い換えるならば、果たして民族滅亡の脅威が民間人保護を放棄する程までに深刻且つ危急であるか否かについて考慮することで実際の状況を注意深く考える必要があるだろう。確かに、政権や政府が転覆した武力紛争は数多く存在するが、第2次世界大戦以降において文明や共同体の基本的価値が危機に陥った事例は1970年代カンボジアでのクメール・ルージュ政権下での虐殺や1994年ルワンダ虐殺等、実際には数少ないと考えられる。

第3に、政府の礼節や文明性に対する我々の信頼に関して論じる必要がある。ここでの論点は、果たして民間人保護を放棄する国家に忠誠を誓う価値があるのか否かという問いに言い換えることができよう。結局のところ、果たして我々が民間人保護を履行しない政府に信用と信頼を寄せ続けられるか否かに対する答えは不確かであるかもしれない。しかし、その国家が責任を負う住民の絶対多数が保護される権利を有する民間人であるという事実にも拘らず、もし民間人保護にコミットしていないならばその政府は民間人保護の効用と礼節を深刻に考えていないということは確かである。

第4に、特に1990年以降において人権蹂躪を抑止・阻止するための武力介入はある意味で慣習的に実践されてきているということが挙げられる。交戦相手が民間人保護を履行していない紛争において政府及び軍が民間人保護をしている事実にも拘らず、その政府により代表される政治的共同体の構成員

が殲滅の危機に瀕している状況を措定しよう。もしこのような状況が実際にあったとしたら、構成員の全滅を阻止するだけではなく武力紛争における根本的な規範の崩壊を阻止するために国際社会が何らかの介入を行う可能性が高いと思われる。この立場は、例えばカナダ外務省が唱道する人道介入のための軍事・外交指針である「保護する責任 (*Responsibility to Protect*)」に表れている。

第5に、紛争当事者が民間人保護を履行する動機は必ずしも常に地球規模の効用にのみ基づいて行われるものではないということが挙げられる。地球規模の効用という考えは互酬に基づく動機が存在を否定するわけではない。この点を明確にするならば、特定の紛争において互酬に基づく相互利益への動機は地球規模の効用への見込みと確信と同時に存在し得るということである。相互利益への確信と実際の結果は共に、地球規模での民間人保護の効用への交戦国の確信を更に強固なものにすると考えられる。

第6に、地球規模での民間人保護の効用という考えを広く普及させるための推進力として活動している国際 NGO の存在が挙げられる。その代表例は赤十字国際委員会 (International Committee of Red Cross) であり、民間人保護を国際人道法の一部として戦闘員及び非戦闘員に広く認識され理解されるための活動を行っている。多層的な赤十字国際委員会の活動はそれぞれ異なったレベルで見ることができる。赤十字国際委員会は、現場レベルでは民間人保護を監視し、国際・外交レベルでは民間人が更なる保護を享受できるよう国際人道法の制定のための仲介者として活躍してきた。更に、赤十字国際委員会は民間人保護を履行するよう紛争当事国に往々にして非難ではなく穏便に注意を促す活動をしている。以上6つの論点が示すことは、社会の基本的価値が脅かされている場合において紛争当事国は民間人保護を含む戦争での抑制や制限から解放されるというプラントの議論が必ずしも射を射ていないということである。

おわりに

本稿では、どのように民間人保護を概念化することがその一層の促進につながるかを検討するため、民間人保護を武力紛争における正しい行為の一部として理解することが有益であるという議論を展開した。まず、民間人保護を武力紛争における正しい行為の一部として概念化するために、ヒュームの観点より人為的徳としての正義について議論した。ヒュームの立場においては、正しい行為を行うことや正義を認承する動機が人間本性には元々備わっていないとされ、正しい行為をする動機付けとなるものが存在し、また動機付けは正義の道徳的価値にあることを示唆している。次に、ヒュームの観点より、民間人保護の道徳的価値としての効用について検討した。ヒュームの観点からは効用に正義の倫理的根拠があると考えられ、戦争における正義の一部としての民間人保護の倫理的根拠もまた同じように効用にあると考えられる。更に、民間人保護の効用の範囲についての問題を指摘し、またその問いに対して少なくとも2つの異なった答えがあることを指摘した。これを受け、民間人保護における効用の範囲についての第1解釈についての検討を通し、戦争法の効用は紛争当事国間の互酬に基づく相互利益に根拠を置き、戦争法の一部としての民間人保護も同じ文脈にあることが明確にされた。さらに、民間人保護における効用の範囲に関する第1解釈について批判的に検討し、果たして効用の範囲の第1解釈が民間人保護に貢献するか否かについて批判的検討を試みた。紛争国のみを効用の範囲の及ぶ当事者とした第1解釈においては民間人保護は一方が規則を守らなかった時点で失敗することを踏まえた上で、果たして効用が互酬に基づいているという考えが民間人を保護することに結びつくか否かについて検討した。効用が互酬に基づいているという考えから導き出される結論とは逆に、交戦相手国が民間人保護を放棄した時でさえ必ずしも遵守を止めるとは限らない。また、互酬に基づく効用という概念から導き出される帰結とは逆に、紛争当事国が時として戦争法を一方的に遵守することに利益を見つける。つまり、効用の第1解釈は必ずし

も妥当性を持たない。最後に、効用の範囲に関する第2解釈である、地球規模での民間人保護の効用について吟味した。地球規模での効用という範囲についての解釈は、実際に民間人保護に貢献する。また、民間人保護を履行することにより社会の基本的価値の破壊や構成員の全滅という破滅的状况につながる場合において紛争当事者は民間人保護を履行する義務から解放されるという議論に対する批判的検討を行った。この地球規模での民間人保護の効用を批判する議論が成り立たないことを示すため、地球規模での民間人保護の効用を支持する6つの論点による反駁を試みることにより、地球規模での民間人保護の効用を擁護する我々の議論を展開した。

以上の議論を通して明らかになったことは、民間人保護は、戦争における正義としてそれを理論的支柱として支える「地球規模での効用」という概念に、その正しさの根拠を求めることができるということである。この認識があつてこそ、なぜ民間人を保護することが求められるのかという倫理的課題の根拠が単なる戦争当事者間の互酬に基づくものではなく、その効用を地球規模に求めることができるものとして理解することが可能となる。このことは民間人保護を現代の武力紛争において普遍性のある価値として共有し、履行し、また必要に応じて強制することの正しさを担保すると考えられよう。

注

¹ David Hume, *Treatise of Human Nature*, (ed.) L. A. Selby-Bigge (Oxford: Clarendon Press, 1888) , pp. 478-96.

² Ibid., p. 478.

³ Ibid.

⁴ Ibid., p. 479-483

⁵ Ibid., p. 488.

⁶ Ibid., p. 495, 496.

⁷ David Hume, *Enquiries concerning the Human Understanding and concerning the Principle of Morals*, 2nd ed. (ed.) L. A. Selby-Bigge (Oxford: Clarendon, 1892), p. 183.

⁸ Ibid., pp. 203-4.

⁹ *Treatise*, pp. 486-7.

¹⁰ Ibid., p. 490.

- ¹¹ R. B. Brandt, 'Utilitarianism and the Rules of War', *Philosophy and Public Affairs* 1: 2 (1972), p. 150.
- ¹² Ibid., p. 152.
- ¹³ *Enquiries*, p. 199.
- ¹⁴ Ibid., p. 187.
- ¹⁵ John L. Mackie, *Hume's Moral Theory* (London: Routledge and Kegan Paul, 1980), p. 115.
- ¹⁶ *Enquiries*, pp. 187-8.
- ¹⁷ Ibid.
- ¹⁸ Mackie, p. 113.
- ¹⁹ F. J. P. Veale, *Advance to Barbarism: The Development of Total Warfare from Sarajevo to Hiroshima* (London: Mitre Press, 1968), p. 23.
- ²⁰ *Treatise*, p. 580.
- ²¹ Ibid., p. 497.
- ²² Ibid., pp. 497-8.
- ²³ George I. Mavrodes, 'Conventions and the Morality of War', *Philosophy and Public Affairs*, vol. 4, no. 2 (1975), pp. 117-31 at p. 130.
- ²⁴ Ibid.
- ²⁵ Article 96, Paragraph 3, 1977 Additional Protocol I.
- ²⁶ <http://www.hartford-hwp.com/archives/54a/036.html>, access 24/11/2006.
- ²⁷ Stanley Hoffmann, 'Ethics and Rules of the Game between the Superpowers', in *Right V. Might: International Law and the use of Force* (New York: Council of Foreign Relations, 1991), pp. 71-93 at p. 73.
- ²⁸ Ibid.
- ²⁹ Ibid.
- ³⁰ *Enquiries*, p. 187.
- ³¹ Ibid., pp. 283-4.
- ³² Brandt, p. 147n3.
- ³³ Ibid.